

平成25年度 第1回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成25年11月22日(金) 午前10時00分～午前11時00分

場 所 : 知多市役所 3階 協議会室

出席者 : 委員

(市議会議員) 林秀人、冨田一太郎、青木志浩、島崎昭三

(学識経験者) 馬田秀樹、鈴木功、神谷憲敏、狩野保英

(市長が特に必要と認める者) 吉田太郎、吉房瞳、早川一枝、竹内より子

市 長 宮島壽男(途中退席)

事務局 森田俊夫(都市整備部長)、下谷博敏(都市計画課長)

吉川慎吾(副課長)、栗本修巳、松岡浩平

欠席者 : 委員(学識経験者) 大橋昇

【事務局(都市計画課長)】

定刻になりましたので、平成25年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、都市計画課長の下谷博敏でございます。審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、欠席の委員さんのご報告でございますが、大橋昇委員から欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

さて、委員のみなさま方におかれましては、昨年度から2年間の任期にて、本審議会の委員にご就任いただいておりますが、本年度、一部委員に交替がありましたので、事前にお配りしております名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

(各委員自己紹介及び事務局員紹介)

【事務局(都市計画課長)】

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項に基づき、会長の馬田秀樹委員に審議会の進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、ご指名をたまわりましたので、ただいまより平成25年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は、先ほどご報告がありましたとおり、1名欠席でございますので、12名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員の方をご指名させていただきたいと思っております。

(議事録署名委員の指名)

【議長】

それでは、ここで市長より、ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【市長】

改めましておはようございます。ご承知のとおりですが、10月の4日に新しい市長に就任いたしました、宮島壽男でございます。平成25年度第一回知多市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。市行政につきまして、皆様方には平素より大変ご厄介になっておりますが、この都市計画審議会は将来の市をどうするか議論する大変重要な会議でございます。これまでと同様にご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。先ほどお話がありましたとおり、今年度は6名方に新たに委員にご就任いただいておりますので、新しいメンバーでいろいろなご意見をいただければと思っております。

この度皆様方にご審議をお願いいたしますのは、知多市決定の生産緑地地区の変更、知多市決定の都市計画道路の変更、愛知県決定の都市計画道路の決定及び変更の3案件でございますが、具体的な内容につきましては後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。現在愛知県が主体となって計画を進めております高規格道路・西知多道路に関連する案件もございますが、西知多道路は知多市にとって

も大変影響の大きい重要な案件でございますので、しっかりとご審議いただき、ご意見をいただければと思っております。委員の皆様におかれましては、今後もお体に十分気をつけていただきまして、都市計画審議会以外のことにつきましても、知多市のためにご意見をいただければと思っております。都市計画審議会は年に何度も開催される会議ではありませんので、本日は思いの丈を述べていただき、ご審議いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長】

大変丁寧なおあいさつ、ありがとうございました。次に市長より審議案件の提案がございます。

【市長】

知多市 都市計画審議会 会長 馬田 秀樹 様

都市計画法の規定に基づき、次の案件について、貴審議会の議決及び意見を求めます。

議案第1号 知多都市計画 生産緑地地区の変更 知多市決定

議案第2号 知多都市計画道路の変更 知多市決定

議案第3号 知多都市計画道路の決定及び変更 愛知県決定

平成25年11月22日 知多市長 宮島壽男

【議長】

ただいま、市長から当審議会に審議案件のご提案がございました。内容につきましては、ただいまお聞きのとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

ここで、市長につきましては、他の所用があり、退席されますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

【議長】

それでは、次第「2 審議」に入らせていただきます。

事務局より議案第1号「知多都市計画 生産緑地地区の変更(知多市決定)について」の説明をお願いいたします。

【事務局(都市計画課副課長)】

議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更(知多市決定)について、ご説明いたします。お手元の資料の右肩番号1をお願いいたします。

本議案は、知多市決定の都市計画の変更です。都市計画生産緑地地区の面積を、20.2ヘクタールに変更するものです。次に理由でございますが、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり、生産緑地地区を指定しておりますが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部の区域を変更するものです。

議案の詳細につきましては、次の右肩番号2の参考資料1でご説明いたしますので、ご覧ください。また、位置及び区域については、お手元の資料右肩番号3と4に黄色で表示してある区域ですので、あわせてご覧ください。

はじめに生産緑地地区の概要についてご説明いたします。1の生産緑地地区についてですが(1)生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。

次に(2)生産緑地地区の指定要件は、農林漁業の用に供されている農地等であって、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。1つ目は、アの「公害や災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」2つ目は、イの「面積が一団で500平方メートル以上であること。」3つ目は、ウの「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」です。次に、(3)生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。以上が生産緑地地区に関する概要です。

それでは、今回の変更内容についてご説明いたします。2の「変更する生産緑地地区の面積内訳と理由」についてですが、2地区で4件あります。1件目は、「原」地区で原二丁目地内の一団地です。位置は右肩番号3の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「11-4」です。変更前の面積500平方メートルをすべて除外するものです。カッコ内は、筆数をお示ししております。変更理由といたしましては、主たる従事者の故障により買取り申出を受付しましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。2件目は、「大草」地区で、字名は大瀬地内の一団です。位置は右肩番号4の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「16-7」で

す。変更前の面積1,537平方メートルのうち514平方メートルを除外するものです。変更理由といたしましては、主たる従事者の故障により買取り申出を受付しましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。3件目は、同じく「大草」地区で字名は^{よもだ}四方田地内の一団です。位置は同じく右肩番号4の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「16-8」です。変更前の面積3,300平方メートルのうち2,140平方メートルを除外するものです。変更理由といたしましては、主たる従事者の故障により買取り申出を受付しましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。4件目も、同じく「大草」地区で、字名は^{にしばた}西畑地内の一団です。位置は同じく右肩番号4の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「16-17」です。変更前の面積2,448平方メートルのうち1,288平方メートルを除外するものです。変更理由といたしましては、主たる従事者の死亡により買取り申出を受付けましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。以上4地区の除外面積の合計は4,442平方メートルで、除外する筆数は、13筆となります。

次に3の「生産緑地地区指定状況表（平成25年12月予定）」ですが、1行目の生産緑地地区面積は、 m^2 単位では変更前の206,745平方メートルから今回除外する面積の合計4,442平方メートルを差し引きすると、202,303平方メートルになります。生産緑地地区の面積は、ヘクタール単位で表示しますので、20.2ヘクタールとなります。変更前の数値は20.7ヘクタールで、増減がマイナス0.4ヘクタールですので、差し引き計算が合いませんが、平方メートル単位で計算し、四捨五入をしてヘクタール単位としておりますのでご了解ください。2行目の生産緑地地区一団の数は、変更前の144団地から原地区の1団地のみが減となり、変更後は143団地となります。なお、大草地区の3件につきましては、いずれの団地も今回の一部解除後、残りの農地が生産緑地法の指定要件である500平方メートルを下回らないため、団地数の減少はありません。3行目の筆数ですが、今回の変更で533筆から合計13筆の減で520筆となります。4行目の市街化区域内農地面積は10月末日現在の総面積から、0.4ヘクタール減の、76.7ヘクタールに、また、5行目の市街化区域内農地面積Bに対する、生産緑地面積Aの割合は、 B 分の A で 26.3 パーセントとなります。

右肩番号5の参考資料2は、営農継続が不可能となった場合の生産緑地の買取り申出に係る手続きと、都市計画の変更に関する手続きをまとめたものです。生産緑地地区は、

生産緑地法と都市計画法の2つの法律によって成り立っており、両方の法律の手続きを行わないと生産緑地地区の除外とはなりません。右側のフロー図でご説明いたします。生産緑地法に基づく手続きは、一定の要件を満たす所有者による買取り申出から買取らない旨の通知を経て、他の農業従事者への斡旋を行い、不成立の場合に行為制限の解除となります。ここまでで買取り申出から3か月です。引続き、都市計画法に基づく手続きに入ります。まず、市は都市計画変更案の作成を行い、内容について県と協議をしたのち、変更案の縦覧を2週間行います。現在は、その次の「市都市計画審議会」の段階でございまして、本審議会の可決を受けて県と再度協議を行い、都市計画変更の告示をもって生産緑地地区の除外となります。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧いただきたいと存じます。本案件につきましては、11月1日から15日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。議案第1号「知多都市計画 生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】（挙手）

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

引続き、議案第2号「知多都市計画道路の変更（知多市決定）及び、第3号「知多都市計画道路の決定及び変更（愛知県決定）」の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局（都市計画課副課長）】

議案第2号、第3号につきましては、西知多道路の決定とそれに関連いたします都市計画道路の変更に関する案件でございますので、まとめてご説明いたします。

はじめに、議案第2号と第3号の内容についてご説明いたします。右肩番号6の議案

第2号をご覧ください。西知多道路計画に関連する知多市決定分の都市計画道路の変更内容と変更理由が記載されています。「市決定」の3・5・403号新舞子大興寺線と3・4・405号朝倉線が対象となるもので、本審議会の議決案件となります。変更理由でございますが、愛知県決定の西知多道路の追加に伴い、新舞子大興寺線について、計画書の「自動車専用道路との立体交差箇所数」を記載なしから1箇所へ変更し、朝倉線について起点及び一部区域を変更するとともに計画書の「自動車専用道路との立体交差箇所数」を記載なしから1箇所へ変更するものです。次に右肩番号7の参考資料3をご覧ください。路線ごとの変更内容と変更理由をまとめたものですので、後ほどご確認いただければと思います。

次に右肩番号8の議案第3号をご覧ください。西知多道路の決定とそれに関連する県決定分の都市計画道路の変更後の内容を記載したものでございます。1枚目と2枚目上段までが1・3・6号西知多道路の追加に関する記載で、2枚目下段から3枚目には自動車専用道路1・3・3号知多西部線と幹線道路の3・4・4号知多西部線、3・4・6号知多西尾線、3・4・26号知多刈谷線、3・4・28号東海知多線、3・5・59号八幡亥新田線の変更内容と変更理由が記載されております。変更理由でございますが、名古屋都市圏自動車専用道路網の一部を形成するため、伊勢湾岸道路、知多横断道路及び高速3号線と接続する西知多道路を追加するものです。また、西知多道路の追加に伴い、インターチェンジ等で接続する八幡亥新田線ほか5路線の一部区域等を変更するものです。

また、ここには記載はありませんが1・3・3号西知多産業道路線が廃止となり、西知多産業道路線の名称は、都市計画上無くなることとなります。

以上は全て県決定路線ではありますが、都市計画法第18条1項の規定により県決定に先立ち関係市町に意見を求められております。本審議会では諮問案件としてご審議いただきますのでよろしくお願いたします。次に、右肩番号9の参考資料4をご覧ください。こちらも資料7と同様に路線ごとに変更内容と変更理由をまとめたものですので、後ほどご確認いただければと思います。以上、議案の内容についてご説明いたしました。

次に、図面を用いてご説明いたします。「西知多道路 都市計画案のあらまし」のリーフレットを開いていただき、中の図面をご覧ください。まず、西知多道路ですが、図面では紺色に着色されております。起点となる東海市新宝町の伊勢湾岸自動車道から臨海部（現在の西知多産業道路線）を南へ進み、長浦インターチェンジを過ぎて内陸部を

通過し、終点の知多横断道路に至る、延長約18.5キロメートルの自動車専用道路で、全線無料で計画しております。長浦インターチェンジを境に北部区間と南部区間に分かれており、設計速度は全線時速80キロメートルです。起点の伊勢湾岸自動車道と終点の知多横断道路とはジャンクション形式で連結される計画としており、仮称と書いてある新設インターチェンジ6箇所と既設の5箇所を合わせて11箇所のインターチェンジ整備を計画しております。赤色の着色箇所は、西知多道路に関連して変更となる都市計画道路をお示ししております。

次に都市計画総括図をご覧ください。知多市内における変更内容をご説明いたします。マル番号で変更する位置を表し、その横に路線名と変更内容の説明を記載しております。なお、ここからは、都市計画道路の名称は路線番号を省略してご説明いたしますのでよろしく願いいたします。今回変更する知多都市計画道路ですが、図面を上下に赤く着色されております西知多道路を新規に追加します。これに伴い、自動車専用道路では、西知多道路と重複する西知多産業道路線が、長浦インターチェンジを超えた区間まで廃止となり、そこから日長地内の江口インターチェンジまでの区間は、番号⑥で示す知多西部線へ名称変更となります。また、幹線街路につきましては、市決定・県決定合わせて、合計7路線が変更となります。図面の上から、番号①の知多西部線は起点の東海市新宝町から日長地内の江口インター付近までの一部区間が廃止となり、番号⑥の知多西部線は西知多産業道路の廃止に伴い名称変更となります。番号②の八幡亥新田線、番号③の朝倉線、番号④の知多刈谷線、番号⑤の知多西尾線、番号⑦の新舞子大興寺線、番号⑧の東海知多線は起点の位置や幅員、構造事項等が一部変更となります。なお、番号③の朝倉線と番号⑦の新舞子大興寺線の2路線は、知多市決定の路線で、それ以外の5路線はすべて愛知県決定路線です。

次に、パワーポイントを使って詳しくご説明いたします。今から、スクリーンを準備いたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、スクリーンを準備)

それでは、図面の上の方から区間を区切って順にご説明いたしますので、お手元の総括図で位置を確認しながら、スクリーンにお示しする計画図で内容をご確認ください。スクリーンの計画図の着色ですが、赤色の実線は今回県決定で都市計画決定するもので、緑線の実線は市決定で都市計画決定するものです。また、黄色の実線は変更前の計画でございます。それでは、説明を始めさせていただきます。

西知多道路の北部区間である、東海市の起点から長浦インターチェンジまでの区間の平成42年における将来交通量は、1日当たり約6万8千台から約11万3千台と推計しており、幅員は25.75メートルで6車線を標準断面として計画しております。

まず、(仮称)寺本インターチェンジを含む区間でございます。総括図では①番の位置です。西知多道路の決定に伴い、黄色でお示ししております西知多産業道路線及び知多西部線を廃止します。インターチェンジの新設に伴い、八幡亥新田線は2車線で、幅員を7.5メートルとして区域を変更し、知多西部線の廃止により幹線街路との平面交差が1箇所減となります。

次に、朝倉インターチェンジを含む区間でございます。総括図では③番の位置です。西知多道路の決定に伴い、黄色でお示ししております西知多産業道路線及び知多西部線を廃止いたします。緑色でお示ししております朝倉線につきましては、片側に歩道を含む2車線で、知多市決定により起点の位置を約30メートル西側へ変更し、西知多道路との立体交差を1箇所追加し、知多西部線の廃止により平面交差が1箇所減となります。

次に、朝倉インターチェンジと長浦インターチェンジの中間に位置する区間でございます。総括図では④番の位置です。西知多道路の決定に伴い、黄色でお示ししております西知多産業道路線及び知多西部線を廃止します。知多刈谷線は知多西部線の廃止に伴い、起点の古見駅西から新知地内・坊ノ下交差点付近までの区間を廃止し、起点を坊ノ下の交差点に変更します。

次に、長浦インターチェンジを含む区間でございます。総括図では⑤番の位置です。西知多道路の決定に伴い、黄色でお示ししております西知多産業道路線及び知多西部線を廃止します。知多西尾線は、両側に自転車・歩行者道を含む2車線で、交差点に右折帯を設けるため交差部を16メートルから19メートルへ拡幅し区域を変更します。また、西知多道路との立体交差を1箇所追加し、知多西部線の廃止に伴い平面交差が1箇所減となります。以上が北部区間でございます。

次に、長浦インターチェンジを含む南部区間についてご説明いたします。総括図では⑥番の位置です。まず、西知多道路本線とは離れますが、西知多道路の決定に関連して黄色でお示ししております西知多産業道路線につきましては廃止となり、長浦インターチェンジを過ぎた地点から日長地内の江口インターチェンジ付近までの区間を、自動車専用道路の知多西部線へ名称変更いたします。この区間の延長は約1,210メートルです。

次に、西知多道路本線に戻り、(仮称)日長インターチェンジを含む区間でございます。長浦インターチェンジを通過し、長浦地区の住宅地を過ぎたあたりから内陸部を通る計画となっており、赤線でお示ししております西知多道路を追加します。この南部区間の平成42年における将来交通量は、1日当たり約3万5千台から約5万2千台と推計されており、4車線で、幅員を23.5メートルとして計画しております。総括図では番号表示がありませんが、(仮称)日長インターチェンジは、長浦地区の南側で西知多道路本線の右側に「嵩上式」と書いてある位置に国道155号と接続する計画で設置されます。このインターチェンジは交通量の推計により名古屋方面のみのハーフインターチェンジになります。

次に、(仮称)金沢インターチェンジを含む区間でございます。インターチェンジの位置は旧知多高校跡地付近です。総括図では⑧番の少し南側の位置で、赤線でお示ししております西知多道路を追加します。また、東海知多線は、総括図の⑧番の位置で、立体交差を1箇所追加し、(仮称)金沢インターチェンジと接続する交差点に右折帯を設けるため、交差点部の幅員を16メートルから18メートルへ拡幅し区域を変更します。また、新舞子大興寺線は、総括図の⑦番の位置で、知多市決定により立体交差を1箇所追加します。

最後に、知多市と常滑市の市境までの区間でございますが、南粕谷集落の東側約370メートルの区間は横断構成でお示ししておりますとおり、地下式の函渠構造としております。この地下式構造の採用につきましては集落を通過することから地域分断等の環境に配慮した計画としております。以上が都市計画道路の決定と変更に関する内容でございます。

続きまして、環境影響評価について、ご報告いたします。西知多道路につきましては、環境影響評価法において規定される、環境影響評価が必要な規模の「4車線以上で延長10キロメートル以上」に該当するため、調査が必要となりますが、現在事業者が決定されていないため、都市計画決定権者である愛知県が主体となって同法に基づく手続きを行っております。本年1月25日から2月25日まで都市計画案の縦覧と併せて、環境影響評価準備書の縦覧を行い、2月3日には準備書の説明会が開催されました。法及び県条例の定めにより、縦覧期間中及び期間満了の翌日から2週間の間準備書に対して住民や利害関係者等により意見書が提出されておりますが、提出された意見の概要とこれに対する都市計画決定権者の見解が、平成25年5月15日付けで県環境部局へ送

付されております。これを受けて120日以内に県環境部局から都市計画決定権者への意見が提出されることになっており、9月12日に送付されております。次に、都市計画決定権者は、送付された意見を踏まえて環境影響評価書を作成し、10月18日に国土交通大臣へ送付しております。以降は予定となりますが、国土交通大臣は評価書の送付から90日以内に再び都市計画決定権者に意見を送付します。都市計画決定権者は大臣の意見を踏まえて評価書の補正を行ったのち、都市計画案と環境影響評価書をあわせて、平成25年度末に開催される愛知県都市計画審議会へ付議する予定と聞いております。

なお、環境影響評価に関しましては、本市におきましても本年7月4日と18日に開催された知多市環境審議会に諮っており、市の意見を県環境部局へ提出しております以上で、議案第2号及び第3号の説明を終わらせていただきます。ここで、スクリーンを片付けますのでしばらくお待ちください。

(事務局、スクリーンを片付ける)

ありがとうございました。それでは、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員1】

法手続きとして、いつ頃都市計画決定されるのかお伺いいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ご質問の件につきましては、本都市計画審議会の意見をもとに、事務局で西知多道路等の都市計画決定に対する市長意見を作成し、愛知県に回答いたします。愛知県は同じく東海市、常滑市から提出される意見と、法定期間内に愛知県に提出された住民意見を踏まえ、平成26年3月頃に開催する予定の愛知県都市計画審議会にて、都市計画決定に向けた審議を行う予定と聞いております。その後、法定の国土交通大臣との協議を経て、早ければ平成26年度前半には都市計画決定される予定と聞いておりますので、よろしくお伺いいたします。

【議長】

今後の手続きに関するご質問をいただきました。ほかにごございませんか。

【委員2】

二点お伺いたします。都市計画変更内容についてはただいまご説明いただきましたが、西知多道路について、いつ頃、誰が事業者となって整備されるのかということと、道路整備にかかる事業費について、市の負担があるのかどうか、またあればいくらぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

【事務局（都市計画課長）】

ご質問の一点目、いつ頃整備されるのかについてでございますが、現在愛知県及び関係3市は、本道路を直轄国道に指定し、国が事業主体となって早期整備をしていただくよう、積極的に国へ要望しております。本年8月には県知事及び関係3市長などが財務省及び国土交通省への要望活動を行っております。県の説明によりますと、都市計画決定にあわせて事業主体が決まれば、道路の詳細設計と用地測量、用地交渉に入ると聞いております。

次に、ご質問の二点目、道路整備にかかる事業費と市の負担についてでございますが、愛知県の試算によりますと、全長約18.5キロメートルで1,400億円ほどになる見込みであると聞いておりますが、最終的には増減する可能性があります。現行制度上、国が事業主体となった場合、県が国の事業費の三分の一を負担し、市が負担することはないとのことですので、よろしくお伺いいたします。

【議長】

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

【委員3】

先ほどの説明の中で、日長インターチェンジ及び金沢インターチェンジが南部区間にできるというお話がありましたが、インターチェンジ周辺のまちづくりについて、市はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

【事務局（都市計画課長）】

ご質問の件につきまして、市の都市計画マスタープランでは、日長地区を拡大工業地エリアに、また金沢地区を拠点形成検討地区に位置づけており、広域交通体系による立地ポテンシャルをいかした産業機能や交流機能が備わった拠点の形成を掲げております。具体的には産業活力と地域活力の活性化を目的として、地元特産物の販売施設を含む交流施設の整備を検討しておりますのでよろしくお伺いいたします。

【議長】

ほかの方いかがでしょうか。よろしければどうぞ。

【委員4】

事業主体が未決定であるこの時期において、何年計画で事業が進められていくのかお伺したい。道路が完成するまでには長い期間を要すると思われませんが、今手続きがすすめられている本道路を私たちは生きている間に見られるのでしょうか。

【事務局（都市計画課副課長）】

ご質問の件でございますが、事業主体が未決定である現段階では、西知多道路の完成時期を正確にお答えすることは大変難しいのですが、地元説明会で愛知県からは、都市計画決定後すみやかに事業主体が決まれば、最速で約10年を目標に整備を進めたいとの説明がありました。一方、実際の施工にあたっては用地買収等にある程度の期間を要することとなりますので、それよりも長い期間を要することが予想されております。よろしく願いいたします。

【議長】

そのほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員5】

二点ほど、要望などを述べさせていただきます。都市計画決定に関する手続きについては先ほどご説明いただきました。竹内委員から整備時期に関するご質問もありましたが、地域活性化のために、最大限の努力をし、できるだけ早期に着工していただきますよう県にも伝えていただきたいと思います。

もう一点、私が聞き逃したのかも知れませんが、自動車専用道路と聞くと有料かどうか気になります。これについてはどのような検討がされているのかお伺いいたします。

【事務局（都市計画課副課長）】

ご質問の一点目でございますが、先ほども申し上げましたとおり、事業主体が決まっておられません。今年度も市長が国に対して要望活動を行っております。

二点目につきましては、全線無料の計画としておりますのでよろしく願いいたします。

【議長】

よろしいでしょうか。ご要望も頂戴いたしましたので、事務局よろしく願いいたします。そのほか、よろしいでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。議案第2号「知多都市計画道路の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は

挙手を願います。

【委員全員】 (挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、西知多道路を含む「知多都市計画道路の決定及び変更（愛知県決定）」について、原案に対しご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】 異議なし

【議長】

ありがとうございました。ご異議ないものと認めまして、市長意見とし、事務局より、後日愛知県へ回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

(事務局、答申案を配布)

【議長】

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号、第2号につきましては、「原案のとおり可決」、第3号につきましては、「異議なし」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、審議会終了後に市長に答申いたしますのでよろしくお願いいたします。以上で審議事項については、終了させていただきます。

続きまして、次第「3 その他」に移ります。事務局どうぞ。

【事務局（都市計画課副課長）】

今年度の都市計画審議会につきましては、今のところ案件はなく、第二回の開催予定はございません。最後に、本日の会議の議事録につきましては、さきに指名させていただきました委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

【議長】

他にございませんか。ないようですので、これもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。馬田会長につきましては、長時間に渡り、議事の進行を、ありがとうございました。また、委員の皆様につきましても、ご熱心なご審議をありがとうございました。この会議を含めまして、今後の本市都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いし、本日は終了したいと思います。どうもありがとうございました。